

議案第85号

つくば市長の給料の特例に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年12月5日

つくば市長 市原健一

つくば市長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長の給料の特例を定めるものとする。

(市長の給料の特例)

第2条 平成25年1月1日から同日後初めて行われる市長選挙（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定によりなかつたものとみなされる選挙を除く。）の当選人に係る任期の起算日の前日までの間においては、市長に対する給料の支給に当たっては、つくば市常勤特別職給与条例（昭和63年つくば市条例第3号。以下「条例」という。）別表の給料月額から、当該額に100分の50を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 前項の規定は、期末手当の額を算出する場合においては、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。